

# 青雲会規約『会費に関する規程』の改定について

青雲会

令和7年2月吉日

さる令和6年7月20日の青雲会総会におきまして、下記の通り「会費に関する規程」の改定案が承認されました。

令和7年4月1日より入会金が5,000円、年会費が4,000円となります。入会金支払者の増加と活動への参加を促進しつつ、会の財務状況の維持を目指して改定いたしました。

なにとぞご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 【会費に関する規程】

<現行>	<改定後>
<p>第1条 徴収金額は次の通りとする</p> <p>①入会金 20,000円</p> <p>②会費年額 3,000円</p> <p>第2条 正会員及び特別会員からは入会金並びに毎年会費金額3,000円を徴収する。</p> <p>但し平成26年以前に入学して従前の規定により入会金及び5ヵ年分の会費を支払っていた者はその卒業後5年の会費を支払済みと扱う</p> <p>第3条 入会金20,000円を準会員期間中に徴収することができる</p>	<p>第1条 徴収金額は次のとおりとする。</p> <p>①入会金 <u>5,000円</u></p> <p>②会費年額 <u>4,000円</u></p> <p>第2条 <u>正会員からは入会金及び毎年会費金額4,000円を徴収する。</u></p> <p>但し、<u>令和4年4月1日から令和7年3月31日までに入会金を支払った会員又は準会員は、卒業後3年の会費を支払済みと扱う。</u></p> <p>第3条 <u>入会金5,000円を準会員期間中に徴収することができる。</u></p> <p>附則</p> <p>1. 本改正は、令和7年4月1日から施行する。</p>

※第2条の「特別会員」の文言は、削除するものとする。

(理由)：2018年の青雲会規約の改定にて、特別会員は撤廃済み。会費に関する規程において整合性を取ったもの。